

公立大学法人金沢美術工芸大学監事監査規程

平成 31 年 4 月 1 日
法人規程第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）の業務について監事が行う監査（以下「監査」という。）及び意見の提出に関し、必要な事項を定める。

(監査の目的)

第 2 条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第 3 条 監査は、法人の業務及び会計について行う。

(監査の種類及び方法)

第 4 条 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。

2 前項に規定する監査は、書面及び実地で行う。

3 監査の時期は、業務監査については毎年度 1 回行い、会計監査については毎年度決算時に行う。また、監事が必要と認めたときは臨時で行うことができる。

(監査計画)

第 5 条 監事は、毎年度初めに監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(経営審議会等への出席)

第 6 条 監事は、経営審議会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(監査の補助)

第 7 条 監事は、理事長の承認を得て、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、前項に規定する職員の業務からの独立性を確認する。

3 第 1 項に規定する職員は、監査業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監査の協力)

第 8 条 監事は、必要に応じ、役員及び教職員に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができる。

2 役員及び教職員は、監査に協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第 9 条 監事は、監査終了後、速やかに監査結果報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、意見を付すことができる。

(改善措置等)

第 10 条 理事長は、監査の結果報告に基づき改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に通知しなければならない。

(市長への意見の提出)

第 11 条 監事は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。）第 13 条第 5 項及び、法人の定款第 9 条第 8 項の規定に基づき、金沢市長（以下「市長」という。）に意見を提出する場合は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

(書類の調査)

第 12 条 監事は、法人が法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令及び金沢市の規則で定める書類を市長に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

(事故等の監事への報告)

第13条 業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したときは、役員（監事を除く。）及び関係職員は、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。役員（監事を除く。）及び職員に業務上の不正及び違法行為並びに著しい不当行為がある場合も同様とする。

(法令違反等の市長への報告)

第14条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人法、他の法令、金沢市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、市長に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。